

第七部

第一回參議院厚生委員會會議錄第九号

付託事件

○教員の恩給増額に関する請願(第六号)

○食肉統制價額撤廃に関する陳情(第二号)

○聖靈生命質理療法保護法規の制定及び名譽恢復に関する陳情(第四号)

○児童の福祉増進に関する法令制定の陳情(第七号)

○恩給法の改正に関する陳情(第十二号)

○都市官公廳職員的生活安定に関する陳情(第三十八号)

○戦死、戦災遺家族並びに傷病者の更生に関する陳情(第五十号)

○恩給法の改正に関する陳情(第六十四号)

○國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情(第六十六号)

○傳染病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○保健所法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國民健康保險金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)

○青少年禁酒法案(小杉いずる君発議)

○恩給増額に関する請願(第三十九号)

○大学等への死体交付に関する法律案(内閣提出)

○大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案(内閣送付)

○災害救助法案(内閣送付)

○児童福祉法案(内閣送付)

○青少年禁酒法制定反対に関する請願(第五十八号)

○青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号)

○青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十三号)

○恩給法の改正に関する陳情(第五十三号)

○國民健康保險組合の振作促進に関する陳情(第五十五号)

昭和二十二年八月二十日(水曜日)午前十時三十三分開会

本日の會議に付した事件

○大学等へ死体交付に関する法律案

○児童福祉法案

○委員長(塚本重蔵君) これより委員會を開会いたします。本日は先ず大学等へ死体交付に関する法律案について質疑を続けたいと思ひます。

○中山善壽君 昨日この四條の「特別の事情のない限り」という文字の削除の動議を提案いたしました。都合によつてこれを撤回いたしました。どうかその運営上において支障のないように学校長に御注意をして頂くということにおいて撤回したいと思ひます。

○政府委員(東郷太郎君) 中山委員からの先達ての御発言によりまして、當局といたしましては原案の改廃に対して御同意申し上げる発言をいたしておりました。それはただこの言葉が仮りに原案の意味と反しつゝ濫用せられる虞れが万一あつてはと懸念からございまして、私どもといたしましてはこの條項の運営につきましてきつた懸念のないように十分に注意いたしまして、この原案の趣旨が徹底いたすように参る存じますので、その点を明らかにいたしまして、特別の事情のない限り」と申しますのは、原案の施行に當りまして考慮いたしました範囲に嚴格に限定いたすことにいたしたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) 外に御意見のおありの方はございせんか。外に別に質疑もないようでありますから、これよりこの法律案につきまして討論に移ります。御意見のあります方は賛否をお述べになるようにお願いいたします。

○小林勝馬君 討論を簡略いたしました決定に入られんことを提唱いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 小林委員の動議に御異議ありませんか。

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

してはこの條項の運営につきましてきつた懸念のないように十分に注意いたしまして、この原案の趣旨が徹底いたすように参る存じますので、その点を明らかにいたしまして、特別の事情のない限り」と申しますのは、原案の施行に當りまして考慮いたしました範囲に嚴格に限定いたすことにいたしたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) 外に御意見のおありの方はございせんか。外に別に質疑もないようでありますから、これよりこの法律案につきまして討論に移ります。御意見のあります方は賛否をお述べになるようにお願いいたします。

○小林勝馬君 討論を簡略いたしました決定に入られんことを提唱いたします。

○委員長(塚本重蔵君) 小林委員の動議に御異議ありませんか。

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

委員長の口頭報告の内容については、予め多数意見者の承認を得なければならぬものと定めておりましたが、これは委員長において本法案の内容及び本委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告いたすこととして御承認を願うことに御異議はございせんか。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十四條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

○委員(長)と云ふ者あり

社の原理というやうなものを書いてあるものであります。これは前文というよりも初めいろ／＼考へておつたのであります。その後のいろ／＼な他の法令の形式上の関係もありまして、第一章の節に入る前にこの三條を掲げたのであります。

第一節は定義であります。第四條におきまして先ず児童についての定義を掲げております。第五條は妊産婦、第六條では保護者、第七條では児童福祉施設、これらにつきまして、それぞれ定義を書いておるのでございまして、第二節は児童福祉委員會に関する規定であります。第三節は児童委員に関する規定、第四節は児童相談所に関する規定、この四節で第一章總則ということに相成つておりますが、建前といたしまして児童保護に関する機構と申しますか、要保護児童を早期に発見いたしまして、それ／＼の処置をするための機関というものが現在の行政としては殆どありませんので、これが今日の児童保護行政の大きな欠陥であらうと考へております。そのために或いは児童福祉委員會、或いは児童委員、更に児童相談所、こういう機構を整備いたしまして、要保護児童を早期に発見いたしまして、これにそれ／＼適應した処置を講ずるといふ考であります。

第二節の児童福祉委員會はこれは中央に中央児童福祉委員會、各都道府縣にそれ／＼地方児童福祉委員會が設置されることになつております。この委

員にはそれ／＼の経験の方々、或いは実際に事業をおやりになつておいでになる方々、その他児童問題に関する権威の方々の御参集を願ひまして、中央地方共に児童福祉のための基本的な／＼なことに付いて調査審議をお願いしたいと考へるのであります。それから委員会自体といたしましては後の條文に出て参りますが、最低基準の設定でありますとか、或いは児童福祉施設に対する強制設置命令でありますとか、そういう場合には委員会の意見を聴くという、委員会自体の権限も後の條文に／＼出て参ります。

第三節の児童委員であります。これは第十一條の二項に書いてありますように「児童委員は、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関する事項について、相談に應じ、必要な注意を與える等これらの者の福祉増進に努める。」ということに相成つております。この児童委員は十二條十三條でお分りになると思いますが、有給の児童委員と名譽職の児童委員と二本建に相成つております。有給の児童委員は地方のそれ／＼の吏員であります。十一條の末項にありますが、事務吏員或いは技術吏員を以てこれに充てるというに相成つております。吏員ではありますけれども、従前の考へた役所の机の上で仕事をするというふうな考へ方を全然廃めまして、現地に出入りして実際に児童或いは妊産婦の福祉に關して仕事をやる、いわゆるケース・ワークと申しますか、本當の街に出て仕事をやるというのを狙ひたいとしておりますので、これは児童委員という名称でありながら、而も今までの制度とは非常に變つた新しい

形であるのであります。この有給の児童委員と名譽職の児童委員とが、緊密に連絡されまして、知事の監督の下に児童の福祉の増進のために、第一線においてできるだけの仕事をして頂くというのが児童委員の狙ひであります。第四節の児童相談所であります。今までの児童の保護機関といたしまして、いろいろ／＼な收容の施設はそれ／＼の相當の歴史もありまして、できてはおりますけれども、その施設に子供を容れまなす／＼と申しますか、こういうつたものが不完全でありまして、必ずしも適當な子供が收容されてないという欠点があるのであります。それで各都道府縣に児童相談所を作りまして、そこにはお医者さん或いは心理学の専門家の他社会事業の経験者というふうな専任の職員を置きまして、児童の福祉施設について相談に應ずる。更に又必要があります場合には、児童の鑑別をいたしまして、それ／＼の処置をする。この相談所を全國に作りまして児童保護行政の中樞機關というふうな役割を果せたいと考へておるのであります。

以上この第一章總則におきましては福祉委員会、児童委員、児童相談所、こういうふうに謂わば行政上の児童保護機關というふうなものにつきまして第一章に規定をいたしたのであります。第二章は福祉の措置及び保障ということに相成つております。これは第九條妊産婦、乳兒或いは幼児の保健指導の問題であります。二十條は妊産婦の届出の規定であります。二十一條はその届出に基きまして、母子手帳を交付する。現在やつております妊産婦手帳

これは厚生省令でやつておるのであります。この妊産婦手帳を子供にまで延ばしまして、母子手帳ということにいたしました。二十一條の法律に基いたものにするという積りであります。以上十九條、二十條、二十一條は乳兒妊産婦の保健の面を採り上げた規定であります。二十二條は助産の規定であります。二十三條は保育所に関する規定であります。助産及び保育所に関する規定としては、これは当該市町村長が最も実情をよく把握しておいでになりますので、或いは助産施設に入る

る或いは保育所に入るというふうな処置は、市町村長にお願いするといふために二十二條、二十三條をここに規定いたしましたのであります。二十四條二十五條、二十六條、この規定はいわゆる児童相談所に関する規定であります。二十四條におきまして「保護者のない児童又は保護者に監護せざることを不適當であると認める児童を養見した者は、これを児童相談所又はその職員に通告しなければならぬ。」要保護者を発見いたしました者は、もちろん自分の子のみならず他人のお子さんであります。國民全部がそれを児童相談所に通告するという制度を採りまして、児童の問題を公共的に、社会的に採り上げたわけでありまして、勿論通告しないといつてそれに対する罰則といったようなものは考へておりませんけれども、國民全体が不適當な子供を認めた場合は児童相談所その他に通告する國民の義務を規定いたしましたのであります。二十五條はその通告を受けた児童相談所がその子供をそれぞれ措置をするという規定であります。二十六條は児童相談所がそれ／＼

子供を鑑別いたしましたして、いろいろ／＼な結果を知事に報告することになつております。その結果に基きまして知事がそれ／＼子供に対して正式な処置をすることになるのであります。第一号が「児童又はその保護者に調教を加へ、又は契約書を提出させること。」第二号が「児童又はその保護者を児童委員に指導させること。」三が「児童を里親（保護者のない児童又は保護者を監護させることが不適當であると認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府縣知事が、適當と認める者をいう。以下同じ。）に委託し、又は乳兒院、養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設若しくは教養院に入所させること。」これがいわゆる本法にいつております児童福祉施設であります。二十四條、二十五條、二十六條によりまして、こういう施設に入れます。それから児童に対する通報が児童相談所に入つてくる。それによつて児童相談所がその児童をよく観望して、適當な科学的な鑑別をし、その結果に基いて知事がこれをいろいろ／＼な保護施設に收容いたしました。又その必要のない者は児童委員に指導させる。かような措置をする規定であります。二十七條はこれも同じ措置であります。特別の場合であります。児童が非常に虐待をされてゐる。そのためにその保護者が刑罰法令に触れるというふうな場合には知事が保護者から強制的にその児童を引離すことができるという規定であります。これは現行法の少年虐待防止法にある規定でございます。二十八條は二十七條に關連いたしまして、当該官吏が児童のところに行きましていろいろ調査をするための規定であります。

す。二十九條は里親に関する規定であります。里親制度というものをこの法律におきまして今後できるだけ合理的に科学的なものにいたしました。開拓していきなさいと考へておるのであります。その児童についていろいろ／＼里親から報告させる規定であります。三十條は、大体十八歳までというのが本法の建前でありますけれども、特に必要があります場合には、或いは精神薄弱兒施設、療育施設、又は教養院等におきましては、二十歳に達するまでこれを置くことができるという規定であります。三十一條は都道府縣知事の権限を児童相談所長に委任することができると規定しております。三十二條は一時保護の規定であります。児童相談所において子供を暫く預つてこれを鑑別するといふような場合、その他必要のある場合にはやはり暫く児童相談所において一時保護する必要があります。三十三條は御覽のよう、不具奇形の児童を公衆の觀覽に供した行為であります。これは児童に忌むべき行為又は児童を利用して忌むべき行為その他ここに列挙してありますが、これらはどちらかと申しますと、刑法の規定とその法律的な精神としましては殆ど同じであります。ただ刑法におきましてはあまりこういう点にまで規定することが困難でありますので、ここに規定いたしましたわけでありまして、これらの児童虐待の行為を禁止するための規定であります。つまり児童の福祉と申しますよりも、福祉のための保障というふうな關係の規定であると考えるのであります。

以上が大體、第二章の説明であります。あとの六十一條から六十九條までは附

児童といふ名をかりながら、而も今までの制度とは非常に変わった新しい

の届出に基きまして、母子手帳を交付する。現在やつております妊産婦手帳

それ措置をするという規定であり、二十六條は児童相談所がそれ

該官吏が児童のところに行きましていろいろ調査をするための規定であり、以上が大体、第二章の説明でありま

すが、三十三條のような規定もあり、すので、第二章の名前を「福祉の措置及び保障」というように付けたのであります。この第二章はつまり児童福祉のためにいづく施設に收容してやる措置と、施設に收容しないでそれ行政機関、その他においてやる福祉の措置とがあるわけでありまして、收容施設によらない福祉の措置をこの第二章に書いたのであります。

第三章は児童福祉施設といふことになつております。これも勿論、福祉の措置の内容でありますけれども、いわゆる福祉施設に関するものを全部こちらに纏めたのであります。第三十四條においては「國及び都道府縣は、命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。第二項において、市町村その他の者が行政機関の認可を得て、児童福祉施設を設置することが出来る。明らかに認可主義を採ることにしたものであります。第三項においては、必要がある場合には地方児童福祉委員会の意見を聴いて知事が市町村に対して児童福祉施設の設置を命ずることが出来ることになつております。三十五條以下はそれ施設の定義と申しますか、機能について規定いたしましたのであります。三十五條は助産施設でありまして、本法に申します助産施設は保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由によつて、そういう施設に入院して助産を受けることができない妊産婦を收容してお産をさせる、こういう規定であります。三十六條は乳児院の規定であり、すが、必要がある場合には、更に二歳まで乳児院に継続しておくことができるといふことになつております。三十

七條は保育所に関する規定であります。保育所とは本法においてはいわゆる一般の子供を対象とする施設でありまして、相当大きな役割を本法においてなしておるものと考えております。三十八條は児童厚生施設でありまして或いは児童遊園、児童館等子供のための健全な遊び場と申しますか、そういうものを規定いたしておるのであります。三十九條は養護施設でありましてこれは今までの一般的な育兒施設と申しますか、孤兒とか、保護者のない児童とか、虐待されてゐる児童とか、その他環境上養護を要する児童、こういう者を入れる育兒施設であります。四十條は精神薄弱児の施設でありまして、智能の低い児童を特に收容いたしまして、獨立生活に必要な知識技能を與へることを目的とする施設としようとするのであります。四十一條は療育施設であります。療育施設は收容所、或いは身体機能の不自由な児童、ツベルと申しますか、こういう児童の收容施設であります。四十二條は現在の教護院に関する規定であります。以上がこの法律に申しますいわけ、児童福祉施設なるものにつきて、それ助産施設から教護院に関するまでその目的機能というものを鮮明いたしたのであります。

四十三條は、厚生大臣は、中央児童福祉委員会の意見を聞き、児童福祉施設の設備及び運営について、最低基準を定めなければならない。これも本法におきまして一つの大きな狙いであるのでありますけれども、児童福祉施設が認可制度を採りますと同時に、この児童福祉施設にその設備及び運営につきまして最低の基準を決めまして、是

非この基準を護りたい。勿論この基準の設定につきましては、児童福祉委員会の意見、その他専門家の御調査によりまして十分な調査をし、又今日の日本の実情その他も十分勘案いたしまして、基準を設定されることを考えております。四十四條はその基準の監督に親権に関する規定であります。四十五條は養護施設、精神薄弱児施設及び療育施設に入所中の児童のうち、義務教育の年齢に相当するものにつきては、これは学校教育法の定めるところにより、これを規定いたしておるのであります。四十七條は最後の締括りとしたしまして、「この法律案で定めるところの外、児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令でこれを定める」と、以上極く簡単にありますが、第三章はつまり施設に関する規定、各施設につきては目的機能、施設に關し、更にその施設の設置につきては、或いは認可制度を採るとか或いは最低基準を設定する、こういうふうな規定を作つたのであります。この第三章の児童福祉施設及び第二章の福祉の措置及び保障、第二章及び第三章によつて、或いは施設によつて又その他の行政機関、その他によつて児童の福祉を増進するといふ建前に相成つております。第四章は、費用の規定であります。四十八條におきましては、都道府縣の負担すべき費用を全部挙げております。ここにあります費用は、第三章までにそれ出て来る費用であります。これらの費用の負担部分といたしまして、都道府縣の負担とするといふことを書いております。

四十九條は市町村の負担する費用につきて規定いたしておるのであります。五十條と五十一條は、四十八條及び四十九條によつて都道府縣、市町村の負担する費用につきては、國庫がいくらの助成をするかといふことを書いております。それ、二つの一の補助をするものもありませんし、又は五十一條の十分の八の補助をするものもありません。これはそれ、各号によつて違ひますので、五十條と五十一條とに分けて規定いたしたのであります。五十二條は都道府縣が市町村に更に補助するといふための規定であります。五十三條も同様でございます。五十四條はこの法律といたしましては必ずしも貧困要件のみを挙げておりませんで、勿論本人或いは扶養の義務者において資力のある方もあるのであります。従ひましてそういう場合におきまして本人から実費を徴収するための規定でございます。これが大体第四章の費用負担区分に関する規定であるのであります。第五章は雑則といたしまして、第五十五條の相続に關する規定であり、第五十六條の認可の取消しに關する規定、或いは五十七條の訴願に關する規定、或いは五十八條の罰則に關する規定、これは三十三條のいづくな虐待防止に關する行為をした者に対する罰則の規定であります。五十九條は秘密漏洩に關する規定でありまして、児童の補導に關する事に従事する者において秘密を知得する場合があるもので、これに対する罰則であります。六十條は、調査に參ります当該官吏の職務の執行を容易ならしむるための規定であります。以上が雜則に規定いたしたのであります。

あとの六十一條から六十九條までは附則でございますが、六十一條にありまして「この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める」と、これは、この法律は先程申し上げましたように、或いは最低基準の設定とかいろいろ今後に残された問題があり、すので、全面的に直ちに全部一時に施行するといふことはできない建前に相成つておりますので、條文の中に一部を直ぐ施行できないものがあり、ためにこゝに規定をいたしたのであります。六十二條は児童虐待防止法或いは少年教護法の廃止に關する規定でありまして、六十三條は又それに関連いたしましての附則に關する規定であります。六十四條も少年教護法に關係します附則の規定であります。六十五條も少年教護法に關係します教育に關する附則の規定であります。六十六條は生活保護法との關係を規定いたしております。六十七條は現在ありますいろいろな児童關係の施設を、この法律による児童福祉施設とみなすための経過規定であります。六十八條は東京都の特別区に關する特別の規定であります。六十九條は義務教育の過渡的な現在の關係もあり、すので、十四才以上の児童であつて義務教育を終えた者がありますので、これに關する特別経過規定をいたしたのであります。以上極く概略を御説明申し上げたのであります。

第一章總則におきまして児童福祉委員会、或いは児童委員、児童相談所、こゝにいたつたような児童保護に關する機関と申しますか、行政的な機構と申しますか、そういうものについて規定をいたし、第二章におきましては福祉の措置といたしまして收容施設

設けられないものについての福祉の相談方法を書いたものであります。第三章は收容施設について規定いたしましたのであります。第四章は負担の關係でありまして、第五章はその他の雜則ということに相成っております。極めて簡單でありますけれども、一應御説明申し上げます。

○委員長(塚本重義) これより質疑に入ります。

○小杉イサ君 児童福祉法案では、少年とは満十八歳に達するまでの者と書いてございまして、第三十三條の第五項の所に満十五歳に満たない児童に酒席に待する行為を業務としてさせる行為はいいけないとなつております。ここでは未成年禁酒法案は申しませんけれども十五歳に満たない者でも十六歳に満ちたならばその行為をさせても宜いかという疑問が生じます。この法律によつては考へておられないのでございませう。

○政府委員(米澤常道) これはお尋ねの通り、十五歳未満の者につきまして保護をいたしておりますので、それ以上につきましては、この法律によつては考へておられないのでございませう。

○小川友三君 只今政府委員の方からこの福祉法案に対する詳細なる御説明を承りまして敬意を表します。この第一章の總則に、一條から三條までに福祉法案の原理という題がございまして、これにつきまして伺ひ申し上げます。福祉法案の原理は、飽くまでも徹底した救護を目的とするのでございまして、現在の我が國の児童の死亡率は世界最大なものであります。アメリカにおいては四〇%の死亡率、歐洲においては六%の死亡率、我が國においてはつと一五%以上を破つておるとい

う惨憺たる状態でありまして、恐らく昭和二十二年度は一七、八%を想像せられるのであります。この原因等とては、児童福祉法の原則が掲げてあるのではありませんが、それは母乳の榮養失調におけるところの不足と、乳牛の大減少に基づくところの牛乳の絶対量の不足であります。昭和二十二年においては牛乳は恐らく四十万石を不足するということが、政府当局の認むるところであります。四十万石の牛乳の不足を政府は公認し、机上の計画においては児童の福祉の原理を發表して、ここに大きな食い違ひがございまして、その食い違ひの上に児童福祉法案を樹立せんとするものがこの法律であるのであります。これに對して國民は乳牛の増大を願つてはおりますが、乳牛は今日生れて今日乳が出るものでもありません。政府は乳牛に對して飼料の配給をしておりません。牛に餌を與えずして乳を取らんとする、木に縋つて魚を求むるの愚を繰り返しておるのであります。但し乳を供出してくれたならば一石に對して三斗五升ぐらいの麦を配給してやろうというペーパー・プランなのであります。非常に牛が不足をしまして、昭和二十二年だけに約百方頭ぐらいの牛が不足しております。そうした状態を繰り返して、この児童福祉法案を作るに當りまして、この一條から三條までの原理に對しまして、政府はどういう考を乳牛に對して持つておるか伺ひを申し上げます。

○政府委員(米澤常道) 只今的小川委員の御質問であります。この第一條、第二條、第三條に關しまする原理に關しまして、現実と非常な開きがあるといふことについて御指摘があつたのであります。誠にその通りであると考えるのであります。併しこれは原理でありまして、我々は一種の理想を掲げたものであるものであります。この第三條におきまして、前二條に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理はすべて児童に關する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならぬといふこと、このように書いております。が、これは今後の新しいいふ／＼な法令の施行に當つて、常に尊重せられなくてはならない。つまり新憲法におきますと同様に我々が今後のいふ／＼な法令その他におきまして努力をして児童の福祉のための原理をどん／＼具現して行かなくてはならぬといふうな意味のことを語つたものと考へられるのであります。勿論原理そのものにおきまして、現実と相當開きがあるといふことは、お尋ねの通りの点もあると考へるのであります。最も乳牛に大事な問題であります牛乳の問題につきまして、非常に詳しい御報告を頂いたのであります。私共といたしましては、この牛乳の確保という問題につきまして、なんと申しますか、子供の立場、お母さんの立場というやうな立場から、常に農林省その他と緊密に連絡をいたしまして、できるだけ努力をいたしておるのであります。具體的な乳牛の数字その他計画につきましては、後程又詳しく御報告申し上げます。

○小川友三君 第二十條、二十一條の母子手帳の問題であります。妊婦を助けた者は屈ける。今までは妊娠五ヶ月になりますと屈けまして、妊産婦手帳を買ひまして、手帳は貰つたが、昭和二十一年度、二十二年度においては全國を通じて、妊産婦手帳に對して配給は一つもないのであります。これは國內に全然配給する物資がないからといふ建前で殆どないものであります。或いは何万分の一くらいしか、場所によつてあつたかも知れませんが、今度のこの二十條、二十一條は、妊婦一ヶ月から届けるものであるかどうかといふことが、明確に記されておられません。それから母子手帳が下付されるやうになつておりました。物資が下付されるやうですが、これは果して物は、割当量などのくらゐあるか。昭和二十二年の出産率は二百十五万人の予定であります。それに対して物資が政府当局においてどれだけ用意してあるかといふことに対しては、詳細なところの御答弁を願ひます。

○政府委員(米澤常道) 二十條の妊婦の出産であります。これは「速やかに、命令の定めるところ」といふうに規定いたしておりますので、いづれ専門家の御意見を聽いて決めたかと思ひますが、必ずしも一ヶ月にするという考へではありませぬ。條文の趣旨としましては、できるだけ早く各人において、或いは二ヶ月の方もありましようし、或いは三ヶ月の方もあつて頂きたいといふのが、この二十條の條文の趣旨でございまして、それから母子手帳の問題であります。現在の妊産婦手帳におきまして、やはりこれがそれ／＼物資の配給といふものと關連いたしております。併し福祉法におきましては、母子手帳そのものは、や

はり保健指導でありますとか、こういうところが本當の狙ひでありまして、この手帳があるから直ぐ物資の配給といふことは、法律の上には規定いたしておらないのであります。併しこれに對しては、現在の妊産婦手帳が物資配給のためのいふ／＼な証明のために使われておりますと同様に、母子手帳もさういふうに使われたいといふことを考へておりました。又さういふ期待もいたしておるのでありますけれども法律でいましては、ここに別な書いておられません。趣旨は保健指導といふところが狙ひでありますので、二十二年度のこの法律に關しましての資料の教等は、今持合せがございません。

○山下義信君 議事進行について、ちよつとお願いがございまして。大體はいつ御出席にならまじょうか。

○委員長(塚本重義) 先程から出席の交渉をいたしておるのですが、目下開議が開始されておつて、席をはずし難いといふことで、昨日もこの委員会へでただけ出席したいという氣持を述べておられました。今日もその御意であつたのであります。どうして開議の席をはずせないのか。もう間もなく見えるやうですが、尚もう一週催促して見ます。

○山下義信君 大臣に對します質疑がございまして、御出席まで私は質問を保留して置きます。

○小杉イサ君 第三十五條に「助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けることを目的とする施設とする。この書いてございまして、これ

助産を受けることを目的とする施設と

特に私はこの社会政策に關しまする事柄は今申し上げます我が國の再興の基礎をなすべきものでありますからこれらの点につきましては何をおいても社会施設ということには重点的にこれを採り上げて行かなければならぬと加うに考へておるのであります。この中でも特に私が痛感いたしておりますことは、この社会保障制度、總ての國民を健康に文化的に、自由的にこれを育成して行くといふことについては、何をおいてもこの社会保障といふ

○山下雅信君 社会事業行政、社会政策行政が非常に重大であるということからいふものであらうと考えておるのであります。これにつきましては私の腹案といつしましては、厚生省に社会保障に關する委員会のようなものを各方面の權威の方を集めて急速にこれらの研究調査をして、そうしてでき得べくんば近い將來においてこれを法文化し予算も計上して、そういう方面に手を延ばして行きたい、かような考えを持つております。極く大體を申し上げます。

を只今大臣がお述べになりました。今後この社会保障行政について委員会をお作りになるということでございます。これは今後のことでございます。その重大な厚生行政、社会事業行政に

関します内閣の、そういう方面に力
 をお入れになるということが、片山首
 相の一般施政方針の御演説の御発表の
 中に寸毫もございませぬ。一言半句も
 ございませぬ。僅かに二三行、ほんの
 教語失業問題にお触れになつておる程
 度でございまして、この多数の敗戦後
 に敷い上げなければならぬという社会

政策の行政につきましてこの内閣が少しも力をお入れになつた御声明の後が今日まで続いたものでございまして、内閣の一般の施政方針は言うまでもなく閣議で主務大臣にも御相談があつたことであらうと存じますが、その際さうな重大な社会事業行政に關しまして、殊に民主政治の發達、或いは文化國家平和國家と仰しやります現内閣に重点がそこになくはないと存じまするのに、更にさういふ面に現れておりませんのはどういふわけでございすか。その点も合せて伺いたいと思ひます。

○國務大臣（一松定吉） 御尤も御質問であります。御承知の通り我が國は目下の危機を突破しなければならぬ重大な段階にぶつかつております。故に片山内閣は組閣時先ず採り上げましたのは危機突破に主力を注いで、今あなたの御不善を抱くようなことになつたのであらうと思ひます。が、この危機突破の問題に對しまして、既に手を著けて、これらのものは著々その端緒に著きつゝありますから、これから先は今申上げますような公共的な重大なる施設に向つて手を著けなければならぬ、かように考へておるのであります。取り敢えず今までは私は何をしておいても危機の突破をしなければならぬ、その点についてさうな結果になつたといふことの御了承を賜りたいと考へます。

○山下義信 根本方針のことにつきまして大臣の御所見、政府の御所見を伺いますので、若干の問一答の御許しを得ておきたいと思ひます。ございします。私共の最近の印象は厚生省のお仕事というものが非常に機動的と申しまするか、段々影が薄いと申しますか、形が小さくなると申しますか。従いまして失礼でございしますが、厚生大臣の御存在も誠に頼りないやうな氣持がいたします。只今申し上げますやうに、内閣施政一般の方針の中にすらも言われないといふことがございします。実に遺憾千萬でございします。これは甚だ失礼でございしますが、斯界の大先輩の大臣に申し上げることは釈迦に説法でございしますが、弱体内閣の特徴といたしましては、第一は徒らに作文を發表すること、第二は説教をやたらにすること、第三は官僚いじめをすること、弱き者いじめをすること、これが弱体内閣の特徴であるといふことを、私は古い政治學史で讀みましたことを覚えております。それでいふと、御聲明も宜しうございします。併しなから花よりも國子でございまして、本當に國民が小さい一つの施設でも助かるやうな、実のあるやうな仕事は、厚生省の御所管の仕事よりほかには私はないと思ひます。他省のいふ政策を行ひますのは、人の種で相撲をなさるので、經濟安定のお仕事でも農林省のお仕事でも、いろ／＼食糧政策、經濟問題が重大であると仰しやつても、自分の持つておるものを出すのではなく、いろ／＼機關を動かし、組織を動かしてさういふ政策にひつばつてゆくただ一つの國子を國民に食わせるのは、社会事業行政の所管厚生省のお仕事でございします。それでこれが非常に重大であるといふこととございします。ば、只今のやうな、或いは社会保障制度についての御抱負なり、且又この兒童福祉法案のごときは、私は重大なる法案であると考えます。恐らく今期の

國會を通じての実に重大なる法案は、これは石炭國庫問題に匹敵する私には重大なる法案であると思ひます。かゝるのごとき法案をお出しになりまする氣持が國會から出されるのでございします。政府としては適當な機會に社会事業の一大振興、哀れなる者をこの内閣で助けるぞ、こゝういふ仕事を、こゝういふ政策もやるぞといふことを適當なときに口先に出すばかりでない、實際に行うのでございします。天下万民の前にお示しになります。厚生省の健康なること、厚生大臣の御熱心なることを、これは適當な機會に御發表相成るのが至當ではないか、こゝう考へますので、大臣も恐らくその点はお考へがあらうと存じます。が、適當なる機會にこの厚生行政の一大刷新、社会事業の一大振興といふことに關しまして廣く國民にお示し下さるお考がありますかどうか、伺いた

○國務大臣（一松定吉） 只今の御質問は御尤もであります。要は私の微力のいたすところで、私が非常な勢力を持ち、非常な達識の士であれば、あなたのような万民に酬ふことのできるやうな厚生行政を宣傳もし、実行もするといふやうなことはできるであらう。ところが、それは私の微力の至らないところでありまして（山下義信君「ノー」）と仰ふ）この点につきましてはいかにお叱りを蒙りました。これは私甘んじて受ける覚悟を持つております。併しなからなにを申ししても今の片山内閣の成立は六月一日でありまして、漸く今二月に少し足をつけたいやうなことでありまして、我が國の危機を突破するためには日もこ

れ足りないといふやうな有様で、各閣僚が晝夜兼行で仕事をしておつて漸くこの程度であります。これが八面六臂の働きをなす有為な閣僚であり、ますれば、或いはあなたの御期待に堪へない以上は仕事をできやうと思ひますが、それのできないことを私甚だ遺憾に思つて、自分を自分から顧みて恥しく思つておるのであります。この点一つ御承知したいのであります。然らば厚生省が何をしたかといふやうなお尋ねに對しましては、今まで既に御審議を願ひつゝあります。例へば保健所法とか、或いは今回の兒童福祉法とか、その他いろ／＼の問題もございします。が、まだ現に案を立てて閣僚方面に折衝を重ねておる案も沢山ございします。が、今私が自分の復案として初めて發表いたしました社会保障に關しまして私の考へ、このほかには私は厚生省としては、今まで戦争後始り願ひられなかつたところの國立公園といふやうなものも擴大強化して、さうして外國との親善を圖り、一面には我が國のさういふ景勝の地を外國に紹介して、さうして外客の誘致、並びに外貨獲得といふやうな明るい面も考へております。又体力といふ問題に關しては、御承知の通り今まではこの問題は採り上げられませんでした。御承知の労働保險、船員保險といふのが労働省設置に伴つて労働省に移管し、若しくは運輸省に移管せられたといふこの問題でございしますが、これは私の考へておることを率直に申し上げるならば、一俵保險行政といふものは一元化でなければならぬ。これを方方に分けるといふことは保險行政を本當に円滑に運用して行くについては

指導、誘致、發達せしむることの方が適當ではなからうかといふやうなことも実は考へておるのであります。が、それらの考へておることを一々先ずそれが實現しない前に新聞紙に發表し宣傳するといふことは、これは私の氣質に合はないからしてさういふことはできないのであります。が、漸く運轉ながら厚生行政の進展に向つては必死の努力を拂ひたい。かように考へております。から、この点は一つ懸しからず御了承を賜りたいことをお願いして置きます。

○山下義信 段々と大臣の誠に頼もしい御報告を承りまして、力強く思ふのでございします。が、この際厚生行政の一部が労働省に移管せられたりしました關係なり、將來の厚生行政の飛躍に備へまして、厚生省の組織につきましては大改革、或いは大擴張、或いは大強化なさりますやうなお考はございしますか。例へば厚生省といふのがごとき名称を廢して社会省といふやうなことにいたしまするか、ともかくも厚生省の行政機構につきまして、大刷新をなさいますお考がありますかどうか、承りたいと存じます。

○國務大臣（一松定吉） 私は厚生大臣に就職いたしました後に、先ず大きな問題を採り上げられたのは御承知の労働保險、船員保險といふのが労働省設置に伴つて労働省に移管し、若しくは運輸省に移管せられたといふこの問題でございしますが、これは私の考へておることを率直に申し上げるならば、一俵保險行政といふものは一元化でなければならぬ。これを方方に分けるといふことは保險行政を本當に円滑に運用して行くについては

ろいろな支障があり、費用がかかり、はありますけれども、移管いたしまか、例へば同胞援護会或いは何々協会

二條と三六條につきまして、閣議し

当に円滑に運用して行くについてはい

二條と三十六條につきまして、閣議してお伺いたします。これは二十二條においては、經濟力に困つた者を乳兒院に入院をさせるという方法を市町村長にとらせるということになつておりますが、乳兒院は全國に國立のものは今いくつできておるか、公立團體のものはいくつできておりますか、殆どその数を知らないのであります。昭和二十二年年度において、二百十五万からの出産があるのに、何ヶ所の乳兒院ができておるかということをお伺いたしたいのであります。それから今後この福祉法案に基きまして、乳兒院を少くとも一万五百ヶ所くらいは、警察の数だけくらいは増加する必要があると思ひますが、それに対する大臣はどういう御準備をなしていらつしやいますか、その点を明確にお伺いたしたいのと、その予算はいくら計上しておりますか、それもお伺いたしたいのであります。

それから特に厚生大臣に感謝しなればならないことは、花より團子という例が出ましたが、大臣は花より團子以上のことをやつておられる。乳幼児に對しまして三十六万三千八百トンの砂糖を昭和二十二年年度において、すでに配給せられたということが分つておるのであります。これでいかに母乳不足に悩んでおる乳幼児が助かつたか、これに對して大感謝をいたすものであります。それから厚生省當局が二万一千石の米及び母乳代用品を作りまして、そうしてそれを乳幼児の母乳不足の者に配給された行爲は、非常に立派な腹省省の手腕であります。そこへ持つて來まして昭和二十二年年度から大豆を全然配給しておりませんが、母乳の不足

院の設立の敷並びに予算というものは、
考へるのであります。従いまして、さ
てあると私も思ふ。つまり財力に余裕
のあります者が何らかの動機・原因の
よい施設だといふようなことを考へ出
してやるといふことがよいのじやない
が少し悪かつたがために誤解を受けた
ようであります。実は私は金持の人

の慈善といふことに対する考へではな
い。私の言ひのは、金を持つておろ
とおるまいと、諸り慈善心の発露とい
うことが、この社会事業の推進に向つ
ては非常に効果がある。でありますか
ら、貧乏人であつても、一つ俺は一身を
犠牲にして國家のためにこういふ社会
事業をやろうといふような考へのある人
には、やはりやつて頂きたい。丁度今
あなたのお示しになりました助け合つ
て行くといふようなことが、これらの
社会事業には一番必要でありますか
ら、助け合つて行くといふ思想の表現
化するのには、いわゆる個人がそうい
う考へを以てやるといふことを尊重し
て慈善事業をやつて貰ふなければなら
ん。従つて公團ということが直ちに賛
成ができないで、やはりそれは研究し
て見る必要があるといふことは、即ち
そこから湧き出た考へでありますか
ら、その辺は一つ私は助け合つて行く
といふ、このいわゆる慈善心といふこ
との発露は、社会事業の向上発展には
偉大なる力を持つ。かような考へを持
つておりますから、直ちに公團に賛意
を表することのできなかつた理由をお
汲み取り願ひたい。丁度かのララ物資
を厚生省の手によつて全國の貧民若し
くは兒童等に配給いたしました。丁度
あのララの精神、あれは御承知の通り
にお互いが助け合つて金のある者もな
い者も、自分の身分に應じて品物や金
を義捐してさうしてそれを日本へ送つ
て来て、日本の各方面のそれらの人々
に配給して、さういふ人々の慈善心を
十分喜んで受け入れて、さうして感謝
の念に燃えておるといふ実情は、こう
いふ社会事業を向上発展せしめる基本
的精神として尊重すべきことだ、私か

ように考へております。今あなたから
思ひ切つて公團にしてはどうかとい
うお話がありましたけれども、それは暫
くの間調査研究した上で、それで宜い
といふことになれば、さういふふう
に進みたいけれども、今のところそこま
では考へておりませんと申し上げたの
です。それから、その点誤解のないよう
に御了承願ひたいのであります。

午後零時十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君
理事 今泉 政喜君
宮城タマヨ君

委員 内村 清次君
河崎 ナツ君
中山 壽彦君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
井上なつあ君
小川 友三君
小杉 い子君
波多野林一君
服部 教一君
姫井 伊介君
山下 義信君
米倉 龍也君

國務大臣 一松 定吉君
厚生大臣
政府委員 厚生政務次官 金光 義邦君
厚生事務官(兒童局長) 米澤 常道君

厚生技官(医務局長) 東 龍太郎君

昭和二十二年十月一日印刷

昭和二十二年十月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局